

○認可外保育施設（ベビーホテル）

宗谷総合振興局

[illegible]

※1 平成23年4月1日現在で北海道が把握している施設について、調査日時点の施設情報を登載しています。そのため、現時点での各施設の状況と記載内容は異なっている可能性があります。利用を希望される場合や、詳細をお知りになりたいときは直接施設にご確認ください。

※2 「ベビーホテル」とは、認可外保育施設の内、次のような施設をいいます。

- ・ 宿泊を伴う保育（午前２時を超え、午前７時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているもの）、夜間保育（宿泊を除き、午後８時を超え、午前２時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているもの）又は在籍児童のうち、半数以上が一時預かりの児童が占めている施設

※3 定員の定めが無い施設については、「—」で表記しています。

※4 入所児童数は、各施設から提出された調査表により提出日前日の人数で記載されています。

※5 「届出対象」の欄は、児童福祉法第59条第2項の規定により、都道府県知事に対し施設の設置届出を行うことが義務づけられている施設が「○」で表記されています。

※6 これらの施設の他、認可外保育施設には市町村が設置している「へき地保育所」などの「公立認可外保育施設」があります。これらの情報については、各市町村にお問い合わせください。

○認可外保育施設（事業所内保育施設）

宗谷総合振興局

[illegible]

※1 平成24年4月1日現在で北海道が把握している施設について、調査日時点の施設情報を掲載しています。そのため、現時点での各施設の状況と記載内容は異なっている可能性があります。利用を希望される場合や、詳細をお知りになりたいときは直接施設にご確認ください。

※2 「事業所内保育施設」とは、認可外保育施設の内、事業所における従業員の児童を対象として、保育を行っている施設をいいます。

※3 定員の定めが無い施設については、「—」で表記しています。

※4 入所児童数は、各施設から提出された調査表により提出日前日の人数で記載されています。

※5 「届出対象」の欄は、児童福祉法第59条第2項の規定により、都道府県知事に対し施設の設置届出を行うことが義務づけられている施設が「○」で表記されています。

※6 これらの施設の他、認可外保育施設には市町村が設置している「へき地保育所」などの「公立認可外保育施設」があります。これらの情報については、各市町村にお問い合わせください。